



競技に關する全国的及び國際的な事業を行ふことを主たる目的とする團体に対する、当分の間、國はその事業遂行に必要な經費について補助ができるよう、現行法を改正するものであります。

本案は、去る二月二十一日當委員會に付託されて以來、社會教育團體に対する國の助成について憲法上の疑義を解明するなど、社會教育振興のため、各般にわたつて慎重に審議を重ねて參りましたが、その詳細については會議録によつて御承知願いたいと存じます。

かくて、四月十七日に至り質疑を終了、討論を省略して採決の結果、全會一致をもつて原案の通り可決すべきものと決定した次第でござります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕  
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

森林法の一部を改正する法律案  
(内閣提出、參議院送付)

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、森林法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告

を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に付託され、以降、社會教育團體

に付託された以来、社會教育團體に対する國の助成について憲法上の疑

義を解明するなど、社會教育振興のため、各般にわたつて慎重に審議を重ねて參りましたが、その詳細については

會議録によつて御承知願いたいと存じます。

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

君。

森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。森林水産委員会理事吉川久衛

君。

森林法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。森林水産委員会理事吉川久衛

君。

参議院議長 松野 韶平

参議院議長 益谷秀次殿

森林法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によつてここに送付する。

昭和三十二年三月二十七日

森林法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によつてここに送付する。

昭和三十二年三月二十七日

森林法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてここに送付する。

昭和三十二年三月二十七日

森林法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつてここに送付する。

昭和三十二年三月二十七日

## 広葉樹針葉樹別の」を削る。

第八条第一項中「毎年十一月三十日まで」を「毎年十二月三十一日まで」に改め、同条第四項中「翌年の一月二十五日まで」を「翌年の二月末日まで」に改め、同条第五項第三号中

「用材林薪炭林別」を削り、「許容限度」の下に「(第五号に規定する森林がある場合にあつては、同号の広葉樹の立木(普通林の立木のうち、広葉樹の立木及び

前条第四項第四号の適正伐期齡度以上の齡級に属する針葉樹の立木)に改める。

第十六条第一項ただし書中「除伐立木を除く。」について、当該經營計画に係る森林ごとの普通林制限林別及び制限林については

広葉樹針葉樹別の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそぞれ控除して算出するものとする。」を加え、同項第四号中「立木(前条第四項第四号の適正伐期齡級以上の齡級に属する立木を除く。)」に改め、「用材林薪炭

林別、広葉樹針葉樹別の」を削り、「許容限度」の下に「(次号に規定する森林がある場合にあつては、同号の普通林の主伐立木材積、間伐立木材積及び主間伐合計の伐採立木材積の許容限度に相当する数量をそぞれ控除して算出するものとする。)」を加え、同項第五号の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の經營計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府県知事は、地方公共団体からの申出に基き、その樹立に

関し必要な助言、勧告その他援助を行うものとする。

第一号又は第二号又は第五号に改め

第六号又は第八条第七項に改め、同条第六項本文中「制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「森林の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積(制限

林にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」に「森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度」を「森林区

実施計画に定められた第八条第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容

限度」に改め、同項ただし書中「森林

道府県知事が適當である旨の認定をしているものがある場合に

は、その森林の立木(普通林の立木のうち、広葉樹の立木又は第七条第四項第四号の適正伐期齡級以上の齡級に属する針葉樹の立木)に改める。

第十六条第一項ただし書中「除伐立木を除く。」のう

する場合の下に、第八条第五項第五号に規定する立木を、省令で定めるところにより都道府県知事に届け出で、森林区施業計画に定められた当該森林についての伐採に関する施業の要件に抵触せず、且つ、森林区

実施計画に定められた当該立木についての同号のそれぞれの許容限度をこえない範囲内において伐採する場合」を加え、同項第二号中「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別、伐採種別」を「伐採種別(制限林にあつては、主間伐別、広葉樹針葉樹別、伐採種別)」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6 前項第五号の經營計画は、森林区施業計画に基いてたてるものとし、都道府県知事は、地方公共団体からの申出に基き、その樹立に

関し必要な助言、勧告その他援助を行うものとする。

第一号又は第二号又は第五号に改め

第六号又は第八条第七項に改め、同条第六項本文中「制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「森林の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積(制限

林にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」に「森林区実施計画に定められたそれぞれの許容限度」を「森林区

実施計画に定められた第八条第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容

限度」に改め、同項ただし書中「森林

区実施計画に定められたそれを許容限度を「森林区実施計画に定められた第八条第五項第四号のそれぞれの許容限度」に改め、同条第七項中「制限林又は普通林の用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積を」森林の主間伐合計の伐採立木材積(制限林)にあつては、広葉樹針葉樹別の主間伐合計の伐採立木材積)に、「森林区実施計画に定められたその許容限度」を「森林区実施計画に定められた第八条第五項第三号又は第四号のその許容限度」に改め、「六月一日」の下に、「九月一日及び十二月一日」を加え、「その日」を「これらの日」に、「第八条第五項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」を「同項第三号又は第四号のそれぞれの許容限度」に、「用材林薪炭林別、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積」を「主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積(制限林)にあつては、広葉樹針葉樹別の主伐、間伐又は主間伐合計の伐採立木材積)に、「公表することができる。」を「公表するものとする。」に改め、同条第八項を次のように改める。

8 第一項の許可は、その許可に係る森林区実施計画の期間が経過した日にその効力を失う。

第十六条第九項中「前項の有効期間」を「前項の規定による有効期間」

終期に改め、同条に次の二項を加える。

11 制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区実施計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事は、その許可を取り消すことができる。

第十九条中「又は同条第十項の許可の取消若しくは、その内容の変更」を「同条第十項若しくは第十一項の許可の取消又は同条第十項の許可の内容の変更」に改める。

第一百八十七条の見出しを「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改め、同条第一項中「林業技術普及員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、森林法第百八十七条及び第一百九十五条の改正規定には、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

2 この法律(前項ただし書に規定する部分を除く。以下同じ)の施行前にした森林法第十六条第一項の許可でこの法律の施行の際現にその効力を有するものに係る普通林の広葉樹の立木でこの法律の施行のおろお伐採が行われていないものの伐採については、改正後の森林法第十五条の規定にかかるものであります。第三は、都道府県知事の認定を受けた経営計画に従って施業する市町村有林等に対しても、森林区実施計画において定められた許容限度の範囲内で伐採を行う限りにおいて

「報告書は会議録追録に掲載」  
〔吉川久衛君登壇〕  
第百八十七条に次の二項を加える。

11 制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区実施計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事はその許可を取り消すことができるようになります。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されることが不可能になります。

第百九十五条中「林業技術普及員及び林業改良指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改める。

○吉川久衛君登壇  
〔吉川久衛君登壇〕  
第百八十七条に次の二項を加える。

11 制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区実施計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事はその許可を取り消すことができるようになります。

4 政令で定める資格を有する者でなければ、林業専門技術員又は林業改良指導員に任用されることが不可能になります。

第百九十五条中「林業技術普及員及び林業改良指導員」を「林業専門技術員及び林業改良指導員」に改めます。

第五は、林業技術普及員及び林業改良指導員の制度を、林業技術改良普及及び任用の資格を明確にしようとする法律案につきまして、農林水産委員会における審議の経過及び結果について御報告いたします。

現行森林法は昭和二十七年から実施せられ、この法律に基く第一期森林五年計画は昨年度をもって終り、おかげで御報告いたします。

森林法は昭和二十七年から実施され、この法律に基く第一期森林五年計画は昨年度をもって終り、おかげで御報告いたします。

森林資源の保護培養とその生産力の向上に努力することになったのであります。そこで、この際、政府は、森林資源の現況と林産物需給の見通しの上に立脚し、林政方針の転換をはかるとして、本案を提出したのであります。

森林資源の保護培養とその生産力の向上に努力することになったのであります。そこで、この際、政府は、森林資源の現況と林産物需給の見通しの上に立脚し、林政方針の転換をはかるとして、本案を提出したのであります。

森林法第十五条の規定にかかるものであります。第三は、都道府県知事の認定を受けた経営計画に従って施業する市町村有林等に対しても、森林区実施計画において定められた許容限度の範囲内で伐採を行う限りにおいて

「報告書は会議録追録に掲載」  
〔吉川久衛君登壇〕  
第百八十七条に次の二項を加える。

11 制限林の立木について第一項の許可を受けた者が森林区実施計画に定められた当該許可に係る制限林についての伐採に関する施業の要件に違反して当該制限林の立木を伐採したときは、都道府県知事はその許可を取り消すことができるようになります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長（益谷秀次君）採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（益谷秀次君）御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

#### 東北開発促進法案（内閣提出）

○山中貞則君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、東北開発促進法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長（益谷秀次君）山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○議長（益谷秀次君）御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

東北開発促進法案を議題といたしました。委員長の報告を求める。国土総合開発特別委員長五十嵐吉藏君。

#### 東北開発促進法案

（この法律の趣旨）

第一条 この法律は、東北地方における資源の総合的開発を促進するため必要な基本的事項を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「東北地方」とは、青森県、岩手県、宮城

県、秋田県、山形県、福島県及び新潟県の区域をいう。

#### （東北開発促進計画）

第三条 内閣総理大臣は、東北開発審議会の審議を経て、東北開発促進計画（以下「開発促進計画」といいう）を作成するものとする。

2 開発促進計画は、東北地方における土地、水、山林、鉱物、電力その他の資源の総合的開発の促進に関する計画とし、意見を申し出ることが可能である。

3 関係地方公共団体は、開発促進計画に関し、内閣総理大臣に対する意見を申し出ることができる。

4 第四条 総理府に、東北開発審議会（以下「審議会」といいう）を置く。（審議会の所掌事務）

第五条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、その結果を内閣総理大臣に報告し、又は建議するものとする。

一 開発促進計画の作成の基準となるべき事項

二 東北開発株式会社の事業の基準となるべき事項

三 前各号に掲げるもののほか、東北地方の開発の促進に関する重要事項

4 審議会に、会長を置く。会長は、委員のうちから互選する。

5 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。会長に事故がある場合においては、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

6 専門の事項を調査させるために、審議会に、専門委員を置くことができる。

7 委員及び専門委員は、非常勤とする。

8 委員は、次に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。

9 一 来議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人

10 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人

11 三 関係行政機関の職員 一人

12 四 関係県の知事 一人

13 五 関係市長を代表する者 十人

14 六 関係町村長を代表する者 一人

15 七 関係市長を代表する者 一人

16 八 関係町村長を代表する者 一人

17 九 関係市長を代表する者 一人

18 十 関係町村長を代表する者 一人

19 十一 関係市長を代表する者 一人

20 十二 関係町村長を代表する者 一人

21 十三 関係市長を代表する者 一人

22 十四 関係町村長を代表する者 一人

23 十五 関係市長を代表する者 一人

24 十六 関係町村長を代表する者 一人

25 十七 関係市長を代表する者 一人

26 十八 関係町村長を代表する者 一人

27 十九 関係市長を代表する者 一人

28 二十 関係町村長を代表する者 一人

29 二十一 関係市長を代表する者 一人

30 二十二 関係町村長を代表する者 一人

31 二十三 関係市長を代表する者 一人

32 二十四 関係町村長を代表する者 一人

33 二十五 関係市長を代表する者 一人

34 二十六 関係町村長を代表する者 一人

35 二十七 関係市長を代表する者 一人

36 二十八 関係町村長を代表する者 一人

37 二十九 関係市長を代表する者 一人

38 三十 関係町村長を代表する者 一人

39 三十一 関係市長を代表する者 一人

40 三十二 関係町村長を代表する者 一人

41 三十三 関係市長を代表する者 一人

42 三十四 関係町村長を代表する者 一人

43 三十五 関係市長を代表する者 一人

44 三十六 関係町村長を代表する者 一人

45 三十七 関係市長を代表する者 一人

46 三十八 関係町村長を代表する者 一人

47 三十九 関係市長を代表する者 一人

48 四十 関係町村長を代表する者 一人

49 四十一 関係市長を代表する者 一人

50 四十二 関係町村長を代表する者 一人

51 四十三 関係市長を代表する者 一人

52 四十四 関係町村長を代表する者 一人

53 四十五 関係市長を代表する者 一人

54 四十六 関係町村長を代表する者 一人

55 四十七 関係市長を代表する者 一人

56 四十八 関係町村長を代表する者 一人

57 四十九 関係市長を代表する者 一人

58 五十 関係町村長を代表する者 一人

59 五十一 関係市長を代表する者 一人

60 五十二 関係町村長を代表する者 一人

61 五十三 関係市長を代表する者 一人

62 五十四 関係町村長を代表する者 一人

63 五十五 関係市長を代表する者 一人

64 五十六 関係町村長を代表する者 一人

65 五十七 関係市長を代表する者 一人

66 五十八 関係町村長を代表する者 一人

67 五十九 関係市長を代表する者 一人

68 六十 関係町村長を代表する者 一人

69 六十一 関係市長を代表する者 一人

70 六十二 関係町村長を代表する者 一人

71 六十三 関係市長を代表する者 一人

72 六十四 関係町村長を代表する者 一人

73 六十五 関係市長を代表する者 一人

74 六十六 関係町村長を代表する者 一人

75 六十七 関係市長を代表する者 一人

76 六十八 関係町村長を代表する者 一人

77 六十九 関係市長を代表する者 一人

78 七十 関係町村長を代表する者 一人

79 七十一 関係市長を代表する者 一人

80 七十二 関係町村長を代表する者 一人

81 七十三 関係市長を代表する者 一人

82 七十四 関係町村長を代表する者 一人

83 七十五 関係市長を代表する者 一人

84 七十六 関係町村長を代表する者 一人

85 七十七 関係市長を代表する者 一人

86 七十八 関係町村長を代表する者 一人

87 七十九 関係市長を代表する者 一人

88 八十 関係町村長を代表する者 一人

89 八十一 関係市長を代表する者 一人

90 八十二 関係町村長を代表する者 一人

91 八十三 関係市長を代表する者 一人

92 八十四 関係町村長を代表する者 一人

93 八十五 関係市長を代表する者 一人

94 八十六 関係町村長を代表する者 一人

95 八十七 関係市長を代表する者 一人

96 八十八 関係町村長を代表する者 一人

97 八十九 関係市長を代表する者 一人

98 九十 関係町村長を代表する者 一人

99 九十一 関係市長を代表する者 一人

100 九十二 関係町村長を代表する者 一人

101 九十三 関係市長を代表する者 一人

102 九十四 関係町村長を代表する者 一人

103 九十五 関係市長を代表する者 一人

104 九十六 関係町村長を代表する者 一人

105 九十七 関係市長を代表する者 一人

106 九十八 関係町村長を代表する者 一人

107 九十九 関係市長を代表する者 一人

108 一百 関係町村長を代表する者 一人

109 一百一 関係市長を代表する者 一人

110 一百二 関係町村長を代表する者 一人

111 一百三 関係市長を代表する者 一人

112 一百四 関係町村長を代表する者 一人

113 一百五 関係市長を代表する者 一人

114 一百六 関係町村長を代表する者 一人

115 一百七 関係市長を代表する者 一人

116 一百八 関係町村長を代表する者 一人

117 一百九 関係市長を代表する者 一人

118 一百十 関係町村長を代表する者 一人

119 一百十一 関係市長を代表する者 一人

120 一百十二 関係町村長を代表する者 一人

121 一百十三 関係市長を代表する者 一人

122 一百十四 関係町村長を代表する者 一人

123 一百十五 関係市長を代表する者 一人

124 一百十六 関係町村長を代表する者 一人

125 一百十七 関係市長を代表する者 一人

126 一百十八 関係町村長を代表する者 一人

127 一百十九 関係市長を代表する者 一人

128 一百二十 関係町村長を代表する者 一人

129 一百二十一 関係市長を代表する者 一人

130 一百二十二 関係町村長を代表する者 一人

131 一百二十三 関係市長を代表する者 一人

132 一百二十四 関係町村長を代表する者 一人

133 一百二十五 関係市長を代表する者 一人

134 一百二十六 関係町村長を代表する者 一人

135 一百二十七 関係市長を代表する者 一人

136 一百二十八 関係町村長を代表する者 一人

137 一百二十九 関係市長を代表する者 一人

138 一百三十 関係町村長を代表する者 一人

139 一百三十一 関係市長を代表する者 一人

140 一百三十二 関係町村長を代表する者 一人

141 一百三十三 関係市長を代表する者 一人

142 一百三十四 関係町村長を代表する者 一人

143 一百三十五 関係市長を代表する者 一人

144 一百三十六 関係町村長を代表する者 一人

145 一百三十七 関係市長を代表する者 一人

146 一百三十八 関係町村長を代表する者 一人

147 一百三十九 関係市長を代表する者 一人

148 一百四十 関係町村長を代表する者 一人

149 一百四十一 関係市長を代表する者 一人

150 一百四十二 関係町村長を代表する者 一人

151 一百四十三 関係市長を代表する者 一人

152 一百四十四 関係町村長を代表する者 一人

153 一百四十五 関係市長を代表する者 一人

154 一百四十六 関係町村長を代表する者 一人

155 一百四十七 関係市長を代表する者 一人

156 一百四十八 関係町村長を代表する者 一人

157 一百四十九 関係市長を代表する者 一人

158 一百五十 関係町村長を代表する者 一人

159 一百五十一 関係市長を代表する者 一人

160 一百五十二 関係町村長を代表する者 一人

161 一百五十三 関係市長を代表する者 一人

162 一百五十四 関係町村長を代表する者 一人

163 一百五十五 関係市長を代表する者 一人

164 一百五十六 関係町村長を代表する者 一人

165 一百五十七 関係市長を代表する者 一人

166 一百五十八 関係町村長を代表する者 一人

167 一百五十九 関係市長を代表する者 一人

168 一百六十 関係町村長を代表する者 一人

169 一百六十一 関係市長を代表する者 一人

170 一百六十二 関係町村長を代表する者 一人

171 一百六十三 関係市長を代表する者 一人

172 一百六十四 関係町村長を代表する者 一人

173 一百六十五 関係市長を代表する者 一人

174 一百六十六 関係町村長を代表する者 一人

175 一百六十七 関係市長を代表する者 一人

176 一百六十八 関係町村長を代表する者 一人

177 一百六十九 関係市長を代表する者 一人

178 一百七十 関係町村長を代表する者 一人

179 一百七十一 関係市長を代表する者 一人

180 一百七十二 関係町村長を代表する者 一人

181 一百七十三 関係市長を代表する者 一人

182 一百七十四 関係町村長を代表する者 一人

183 一百七十五 関係市長を代表する者 一人

184 一百七十六 関係町村長を代表する者 一人

2 前項の財政再建団体に係る開発促進計画に基く事業で、地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令に規定する事業に該当するもののうち、自治府長官が經濟企画庁長官と協議して定める重要なものに要する経費に係る国に負担割合は、政令で定めるところにより、当該県が財政再建団体である間に限り、通常の国の負担割合の百分の百二十とする。ただし、当該財政再建団体の負担割合が百分の十未満となる場合においては、当該財政再建団体の負担割合が百分の十となるよう国に負担割合を定めるものとする。

3 地方財政再建促進特別措置法第十七条及びこれに基く政令、第二十条並びに第二十一条第一項及び

第二項並びに前二項の規定は、開発促進計画に基く事業を実施する県で財政再建団体以外のものが同法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行う場合においては、当該県について準用する。

#### 附則

##### (施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行し、第十二条第二項（同条第三項において準用する場合を含む。）の規定は、昭和三十二年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和三十一年度分の予算

に係る国の負担金又は補助金の経費の金額で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

（総理府設置法の一部改正）

2 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中國土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

東北開発促進法	(昭和三十一年法律第二百二十七号)の規定によりその権限に属せしめられた事項を行ふこと。
---------	---

（国土総合開発法の一部改正）

3 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の二項を加える。

2 東北開発促進計画と総合開発計画との調整は、内閣総理大臣が国土総合開発審議会の意見を聞いて行うものとする。

（経済企画府設置法の一部改正）

4 経済企画府設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

十五の二 東北地方の開発の促進に関する基本的な政策及び計画を企画立案すること。

#### 第四条第十九号中「前四号」を

「前五号」に改める。

第四条第二十号トの次に次のように加える。

子 東北開発促進法（昭和三十二年法律第二百二十七号）

第九条第五号の次に次の二号を加える。

六 東北地方の開発の促進に関すること。

報告書は会議録追録に掲載

第六 東北開発促進法（昭和三十二年法律第二百二十七号）

第十五条第一項の表中國土総合開発審議会の項の次に次のように加える。

〔五十嵐吉藏君登壇〕

○五十嵐吉藏君 ただいま議題となりました東北開発促進法案につきまして、国土総合開発特別委員会における

審査の経過並びに結果について御報告申上げます。

本案は、東北地方における資源の総合的開発を促進し、もつて国民経済の発展に寄与せんとするものであります。

その要旨は、内閣総理大臣は東北開発審議会の審議を経て東北開発促進計画を作成し、その計画に基いて国及び地方公共団体その他のが事業を実施するとともに、經濟企画府長官は事業の円滑な実施をはかるため開発行政機関の調整を行うことになつております。また、一方、開発促進計画を実施するため政府は必要な資金の確保をはかり、かつ、国の財政の許す範囲において、その実施を促進することに努めなければならぬことを規定するほか、

地方財政再建促進特別措置法に特例を設けまして、重要な事業については、

設けまして、重要な事業については、

林野について売払、貸付又は使用に關し関係県知事の意見の申し出があつたときは、國は國土の保全

利用の見地から、知事の意見を尊重して、国有林野の売払、貸付又

は使用について十分配慮するこ

と。

上支障のない限り、総合的な土地

利用の見地から、知事の意見を尊重して、國は國土の保全

朗読を省略した報告

一、去る十三日、内閣から、電波監理審議会委員に秋山龍君及び丹羽保次郎君を任命したいので、電波法第

九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る十七日参議院議長から、次の法律の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十六日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十七日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十七日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、去る十七日参議院議長から、次の法律の一部を改正する法律

法務省設置法の一部を改正する法律

農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律

農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律

土地改良法の一部を改正する法律

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律

特定土地改良工事特別会計法

一、去る十七日益谷議長は岸内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。

一、去る十七日益谷議長宛、厚生大臣官房立公園部長川嶋三郎

一、岸内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十七日議長において承認した横山和夫外一名を同日政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十八日内閣から次の報告書を受領した。

建設委員

農林水産委員会

建設委員

農林水産委員会

建設委員

農林水産委員会

二項の規定に基づき、国会の議決を求める件(日本国有鉄道機関車労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第

法務委員

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

社会労働委員

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

中山マサ君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷正吉君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷弘一君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷正吉君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷正吉君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷正吉君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

田中角榮君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

井谷正吉君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

川俣清音君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

馬場元治君

農林水産委員会

建設委員

建設委員

農林水産委員会

国土総合開発特別委員会

公共企業体等労働関係法第十六条第

阿左美廣治君

農林水産委員会

建設委員

めるの件（全国電気通信労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求

「めの件(全通信従業員組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を求

めるの件（全国特定局従業員組合関  
係）

公共企業休等勞動關係法第十六条第一款

二項の規定に基き、国会の議決を求める件(全農工労働組合連系)

公共企事業等勞動關係法第十六条第一款

二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（アルコール専売労働組合

関係)

公共企事業体等労働関係法第十六条第一項の規定に基き、国会の議決を経

めの件(全造幣労働組合關係)

公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定ニ基シ、同条の體例ハ次

二〇〇九  
第一回

昭和三十二年度特別会計予算補正

、去る十六日委員会に付託された議

案は次の通りである。

臨時受託議會特別委員會諮詢案（內閣提出  
出第一四七號） 大藏委員會 付託

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（国鉄労働組合関係）（内閣提出、議決第一号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（日本国有鉄道機関車労働組合関係）（内閣提出、議決第三号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（全国電気通信労働組合関係）（内閣提出、議決第四号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（全通信従業員組合関係）（内閣提出、議決第五号）  
（内閣提出、議決第六号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（全国特定局従業員組合関係）（内閣提出、議決第七号）  
（内閣提出、議決第八号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（全専売労働組合関係）（内閣提出、議決第九号）  
公共企業体等労働関係法第十六条第三項の規定に基き、国会の議決を求めるの件（アルゴール専売労働組合関係）（内閣提出、議決第十号）

二項の規定に基き、国会の議決をもつて  
公共企業体等労働関係法第十六条等を  
改めるの件（全造船労働組合関係）（内閣  
提出、議決第一〇号）

以上十件　社会労働委員会　付託  
昭和三十二年度特別会計予算補正  
（特第1号）　予算委員会　付託  
一、去る十六日參議院に送付した内閣  
提出案は次の通りである。

一般職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律案

特別職の職員の給与に関する法律の  
一部を改正する法律案

防衛庁職員給与法の一部を改正する  
法律案

判事補の職権の特例等に関する法律の  
一部を改正する法律案

裁判所法の一部を改正する法律案

引揚者給付金等支給法案

一、去る十七日參議院から受領した内  
閣提出案は次の通りである。

建築基準法の一部を改正する法律  
案

一、去る十七日予備審査のため内閣か  
ら送付された次の議案を受領した。  
輸出入取引法の一部を改正する法律  
案

一、去る十七日委員会に付託された議  
案は次の通りである。

(内閣提出第一一二二号)(參議院送付  
建設委員会 付託  
一、去る十七日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。  
輸出入取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一四八号)(予)  
商工委員会 付託  
一、去る十七日參議院において、第二十五回会において本院で継続審査を終了した次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律案  
農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案  
内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
科学技术庁設置法の一部を改正する法律案  
法務省設置法の一部を改正する法律案  
土地改良法の一部を改正する法律案  
特種土地改良工事特別会計法の一部を改正する法律案  
食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案  
一、去る十七日參議院において、次の通りである。  
核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案

一、昨十八日予備審査のため參議院に付託された議案は次の通りである。

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律案（内閣提出、一四九号）

一、昨十八日予備審査のため參議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（伊藤頭道君外六名提出、參法第四号）（予）

衆議院議員渡邊惣藏君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書

右の質問に対する答弁書を提出する。

昭和三十二年四月八日

提出者 渡邊 惣藏  
衆議院議長益谷秀次殿  
北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問主意書

一 現在、北海道は民間放送二局をもちながら、民間放送が一局しか免許され

ておらず、しかも今度のテレビジョンのチャンネル・プランの発表によれば、「一般放送事業者による放送を併立させることに特に意義があると認められる重要な地区について併立を可能にする」方針が樹てられたのであるが、北海道は民間放送の併立が可能視される地区から、その第一次案には除外された恰好になつたのであるが、その除外された理由を承りたい。

一 北海道の開拓は第二次五箇年計画に入り、今後産業の発展とともに人口の増加が確実に約束されており、その最終年度には七十万を増加し、五百五十万となる計画である。また北海道文化の向上と北海道開拓促進の上からも、あるいは言論情報の独占的支配を排除する意味からも北海道に「テレビ局の一局併立を許す」意義ある地区と考えるが、政府の所見いかん。

一 マスコミニケーションの大きな役割をもつ放送事業（ラジオ、テレビ）が、北海道において従来通り一局によつて支配され、かつそれが一局しかないといふことは地域的言論の独占形態をつくることになり、これは放送法の趣旨にも反するものであり、その地域住民にとつては誠に不幸といわなければならぬ。特に地理的条件に恵まれていない北海道を再考さ

れ、少なくとも二系統のテレビ波を入れる必要があると思うが、この点について政府の明確な所見を承りたい。

右質問する。

昭和三十二年四月十六日  
内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

衆議院議員渡邊惣藏君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員渡邊惣藏君提出北海道にテレビジョン・チャンネル割当に関する質問に対する答弁書

先般郵政省が発表しましたテレビジョン・チャンネルの割当案の作成にあたつて、郵政省におきましては、まず、基本的に日本放送協会及び一般放送事業者による放送をもつて、それぞれ全国主要地区をカバーすることを図り、特に、一般放送事業者（商業放送）を併立させることに意義があると認める地区に限つてその併立を可能ならしめるように策定したものであります。それには、社会的、経済的情勢を十二分に考慮しなければならないことはいふまでもありません。

ところで、現在までの状況としましては、北海道地区は、経済的事情及び番組中継に要するマイクロ回線事情等から一般商業放送を複数に設置するには、時期を得たものではないと考えた次第であります。

ただし、将来において、前述のような問題点を考慮する必要がなくなり、商業テレビの併立を必要かつ適当とするに至つた場合には、北海道内の若干の地域に新たに周波数の割当を行うことは十分考慮に値するものと考えられます。

右答弁する。

吾九 タ 九 八 ノ二	四 末 六 の二	頁段行誤 第五十八条 第五十八条 ノ二
-------------------------	-------------------	---------------------------